

令和4年度新型コロナウイルスワクチン個別接種協力金事業申請要領

1 趣旨

非常に感染力の高い新型コロナウイルスオミクロン株の流行が開始し、感染者数が急激に増加した第6波の中にあつて、市町村が実施する新型コロナウイルスワクチンの個別接種に協力をしてきた医療機関に対し、所定の要件を満たす場合、福島県は、新型コロナウイルスワクチン個別接種協力金（以下「協力金」という。）を予算の範囲内で交付する。

2 交付対象となるワクチンの接種期間

令和3年12月5日～令和4年3月31日

（接種実績の算定を令和3年12月5日～令和4年2月5日と令和4年2月6日～令和4年3月31日に分けて行い、それぞれを交付対象とする。）

3 支給基準

対象期間における以下の条件に該当するワクチン接種実績に基づき算定した金額を基礎として、福島県内の診療所・病院（以下「医療機関」という。）を対象に協力金を交付する。

ただし、令和3年12月5日から令和4年3月31日までの接種実績に基づき、既に福島県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金（以下「促進支援金」という。）を受領した医療機関には交付しない。

なお、本要領に基づく協力金の交付は、2月補正予算が決定されたときから執行する。

【支給基準】

（診療所）

（1）週100回以上の接種を、対象期間中のいずれかの期間に4週間以上行う場合には、該当する週における接種回数に対して回数あたり2,000円

（2）週150回以上の接種を、対象期間中のいずれかの期間に4週間以上行う場合には、該当する週における接種回数に対して回数あたり3,000円

（3）50回以上／日の接種を行った場合には、1日あたり定額で10万円

※（1）と（2）における「週」とは日曜日から土曜日の一週間を指す。

※（1）と（2）の該当する週の重複は不可。（（2）の該当週を（2）の要件から外し、（1）の要件にはできる。）

※（3）は（1）及び（2）の要件を満たさない週に属する日に限る。

（病院）

（4）50回以上／日の接種を行った場合には、1日あたり定額で10万円

（5）特別な接種体制（※通常診療とは別に、接種の為の特別な人員体制）を確保した

場合であって、1日50回以上の接種を週1日以上達成する週が、対象期間中のいずれかの期間に4週間以上ある場合には、(4)に加えて、以下を加算。

医師 1人1時間あたり7,550円

看護師等 1人1時間あたり2,760円

※(5)の対象となる日は、1日50回以上の接種を行った日に限る。

なお、集団接種(自治体と契約し委託金を受けて医療機関で実施する大規模接種を含む)は含まれません。

職域接種については以下の2点を共に満たす場合に請求対象になります。

- ①医師が派遣されて接種する形ではなく、当該医療機関に接種者が出向いてもらう形で接種している。(大学附属病院が当該大学内で接種する場合も含む。)
- ②『中小企業が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施した職域接種』若しくは『文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たす大学、短大、高専、専門学校の職域接種で所属の学生も対象に実施した職域接種』のいずれかである。

4 申請受付期間

令和5年2月14日(火)～令和5年2月28日(火) 当日消印まで有効

5 申請書類

次の申請書類を提出してください。なお、必要に応じて追加書類の提出及び説明等を求める場合があります。

(1) 申請に必要な書類

- ①請求書
- ②実績報告書
- ③振込先通帳の写し
- ④特別な接種体制説明資料(例:勤務シフト表等) ※該当する場合のみ
- ⑤職域接種に関する実施報告書 ※該当する場合のみ
- ⑥申請連絡票

6 申請に必要な書類の入手方法

福島県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業事務局等のホームページからダウンロードできます。

URL:<https://fukushima-vaccine-kyouryokukin.jp>

7 申請方法

次の宛先へ「簡易書留」や「レターパック」など郵便物が追跡できる方法で郵送して下さい。令和5年2月28日の消印有効とします。

(宛先) 〒960-8034

福島県福島市置賜町8-30 福島置賜町郵便局留

「福島県新型コロナウイルスワクチン個別接促進事業事務局」宛て

※封筒等には差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。

※封筒表面に「個別接種協力金申請書在中」とご記入ください。

※郵便料金は申請者側でご負担をお願いします。

注) 持参による申請は受け付けておりません。

8 通知、支給の決定等

- (1) 申請書類の受理後、申請内容を審査の上、適正と認められるときは、協力を交付します。
- (2) 申請書類の審査の結果、支給の交付・不交付を決定したときは、それぞれの決定に関する通知をお送りします。

9 留意事項

- (1) ワクチン接種実績については、VRS システムで集計が行われていることから、同システムに入力されている実績件数と申請書類に記載されている実績件数が異なる場合には、追加で接種実績が確認できる書類（予診票の写しなど）を提出いただくことがあります。
- (2) 支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正が発覚した場合、福島県は支給を取り消す場合があります。
- (3) 申請内容に関して、万が一不正があった場合には、支給を受けた医療機関名などの情報を公表することがあります。

(問い合わせ先)

福島県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業事務局

TEL：090-1090-2593

平日 9:00～17:00（土日・祝日を除く）

付則

この要領は令和5年2月14日より施行する。